

中之島地区まちづくり協議会規約

(設 置)

第1条 中之島地区のまちづくり全般及び地域活性化に必要な事業を行うため、中之島地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 協議会は、中之島地区に係る次の事業を行う。

- (1) 自治意識の向上と行政区間の人及び物の交流活性化を図る
- (2) 自主防災のための組織化や運営の協議及び研修
- (3) 地区民と行政の協働を行うため、軽微な道路補修等の自主的实施
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(構 成)

第3条 協議会の会員は、中之島地区の行政区長で構成する。ただし、協議会が認めた者も会員とみなす。

(役 員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会 長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 3人 |
| (3) 事務局長 | 1人 |
| (4) 監 事 | 2人 |

(役員を選任)

第5条 会長、副会長及び監事は会員の互選によって選出し、事務局長は地区センター事務長が兼務する。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の運営を補佐し、経理事務にあたる。
- 4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会 議)

第 8 条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(総 会)

第 9 条 総会は定例の通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 3 臨時総会は、必要の都度開催することができる。

(総会の議決事項)

第 10 条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を経なければならない。

- (1) 事業計画の審議
- (2) 予算及び決算の審議
- (3) 規約の変更
- (4) 役員の変更
- (5) その他、協議会の運営に必要な重要事項

(役員会)

第 11 条 役員会は、協議会の運営を円滑に推進するため、必要に応じ開催する。

(会議の招集)

第 12 条 会議は会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長が召集し、その中から 1 人が議長となる。

(会議の定足数)

第 13 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上、役員会は構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

(会議の議決)

第 14 条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事務局の所在地)

第 15 条 事務局は中之島農村環境改善センターに置く。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第17条 協議会に必要な経費は、関係機関及び団体の負担金、その他の収入をもってこれにあてる。

(補則)

第18条 この規約に定めるほか、協議会に関し必要な事項は会長が協議会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年9月29日から施行する。

(任期の特例)

2 この規約の施行後の最初に選任される役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、1年以内とすることができる。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。